

## 学校教育における雇用・労働と研究活動

西田喜一

本特集は、学校教育で起きている雇用・労働問題を取り上げる。「教職員の多忙化」が言われて久しいが、この問題は多くの論点から読み解く必要がある。例えば、残業規制の問題、教職員が力量を向上していく上で必要な研修に関する問題、教員評価制度に関する問題、教職員数・雇用に関する問題（人員配置、正規・非正規雇用）などである。

高橋や中田（コラム）は、残業規制に関わって、「給特法」（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）や労働権について取り上げている。「給特法」をめぐるのは、「定額働かせ放題法」と揶揄され、教員多忙化の要因として同法の廃止を求める声が強くなっている。あるいは、「給特法」を維持し、教職調整額の増額によって、問題の解消を図ろうという意見もある。しかし、「給特法」の廃止や教職調整額の増額によって問題の解決が図れるのだろうか？それらの議論には、見落とされていることがあるのではないかと、との問いかけがなされている。

教職員が職務を果たし、教育活動を行っていくためには、絶え間ない研鑽のための「研修」の機会保障が必要になる。研修は、田中が例にした、幼稚園で組織的に取り組まれるものや、平井（コラム）が教材研究を例に述べるように、日々授業の改善のために、子どものことや教材について深く知っていく個人単位の活動もある。教育活動を子どもたちにとって充実したものにしていくためには、教員個人に一定の裁量が認められる必要がある。なぜなら、教員が授業をはじめとした学級活動をどう行っていくか、その方針は日々子どもたちの様子を観察し、試行錯誤の中で立て

られるものだからである。そこには、複雑で、勇気のいる判断がつきまとうのであり、子どもも教員も日々葛藤の中で喜怒哀楽を共にする。杉浦が取り上げた現行の教員評価制度は、教員の意欲を削ぎ、子どもと教員の教育活動におけるこの関係性を、大人の教育方針に子どもたちを矯正するものに転換させかねない。このような関係性に誘う機能は、小畑や平井が言及する学習指導要領にもあると思われる。学校において、子どもも教員も身動きが取りづらいのは、制度上の問題が大きく関係しているからである。

加えて、山崎が指摘するような人的問題「教員不足」と教職員の非正規化の問題もある。教員不足は、教員の多忙化、過酷な労働環境から教員志望者が減少しているから、つまり「教職は不人気」だから、需要と供給のバランスが崩れているという理解がある。しかし、この需給バランスの不安定化を引き起こしたのは、文部科学省や自治体の政策にあるという。その政策が教育現場に様々な影響を及ぼし、学校運営を困難にさせている。

このまえがきを書く少し前に、中央教育審議会の「質の高い教師の確保特別部会」が「審議のまとめ」（2024年5月13日）を公表した。この間の議論は、とかく財政難を楯に個人や組織の「マネジメント」（現場でのやりくり）を強調し解決を図ろうとする傾向が根強く、行政の中で制度や財政上の問題として切り込む動きが緩慢である。そのことを本特集を通じて、考えてもらえれば幸いである。

（にしだ・よしかず：和歌山大学非常勤講師、  
教育行政学）